循環器病予防普及啓発事業委託業務 仕様書(案)

本仕様書は、長野県(以下「委託者」という。)が実施する、循環器病予防普及啓発事業委託 業務(以下「本業務」という。)を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるも のである。

1 業務名

循環器病予防普及啓発事業委託業務

2 目的

死亡原因や介護原因の主要なものとなっている循環器病(脳卒中、心臓病その他の循環器病)の予防に焦点を絞った集中的な普及啓発活動を実施することにより、市町村保健事業の効果的な実施を支援するとともに、県民の健康寿命延伸によるQOLの向上及び医療・介護費の増加抑制を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月7日(金)まで

4 業務内容

(1) 特定健診会場等での普及啓発活動

ア 啓発ツールの制作

国民健康保険被保険者をはじめとする県民を対象に、市町村が健診会場等で啓発活動に活用するツールを制作する。制作したツールは受託者より、各市町村及び保健福祉事務所全87箇所に発送すること。

<広報PRツール例>

- ・循環器病予防啓発チラシの制作
- チラシデザインに合わせたPRポスターの制作
- ・減塩/野菜たっぷりレシピブック など

イ 減塩レシピ体験イベントの企画・運営

健診を受けた国民健康保険被保険者をはじめとする県民を対象に、減塩レシピ等を試 食してもらう会の企画及び運営をする。

日 程	特定健診が行われる日程のうち11~2月頃
場所	県内の特定健診会場(公民館、市役所等)で調理室等の設備がある施設
開催回数	開催を希望する市町村のうち5か所前後(委託者が希望者とりまとめ及び調整)
内容	・健診受診者を対象とし、料理研究家等が考案した減塩メニューの試食 会を企画・運営
	・上記前後の意識変化に係るアンケートを実施
事前準備	講師決定、レシピ決定、食材調達、アンケート内容決定

<参考>

- ・「ゆるしお」サイト (https://ace.nagano.jp/yurushio/challenge/)
- ・クックパッド長野県公式キッチン (https://cookpad.com/kitchen/9907870)
- ・長野県ホームページ ► ACE献立

(https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-choju/ace-project/acekondate.html)

(2) スタンプラリーの企画・運営

国民健康保険被保険者をはじめとする県民を対象に、健康に配慮したメニューを提供する店舗(信州食育発信3つの星レストラン及び健康づくり応援弁当[信州ACE弁当]の登録店舗)の情報発信、利活用の促進のため、スタンプラリー企画を実施すること。

対象店舗と連携し、個人が所有するスマートフォンやタブレット等のモバイル端末を 活用したデジタルスタンプラリー(以下「スタンプラリー」という。)に係る企画・運 営、広報、応募・抽選・賞品の調達・発送、その他スタンプラリーの実施に係るすべて の業務とし、詳細な内容は以下のとおりとする。

なお、登録店舗あての事前アンケート調査(6月予定)、対象店舗情報の提供は委託者が行う。

ア 企画・運営業務

以下を踏まえ、委託者と協議の上、企画・運営を実施すること。

(ア) スタンプラリーの内容

- ・県内の対象店舗を巡り、店舗で二次元コードを読み取り、ブラウザ上でスタンプを獲得し、目標数のスタンプを集めることでプレゼントに応募できる仕様とすること。
- ・循環器病予防に焦点を当て、スタンプラリーに参加することで普及啓発が図れるよう工夫すること。
- ・スタンプラリーの名称は、利用者に親近感を持たせ、「信州食育発信3つの星レストラン」及び「健康づくり応援弁当(信州ACE弁当)」の広報となるものとし、最終的に委託者と協議して決定すること。

(イ) スタンプ獲得期間

令和6年10月~令和7年1月を基本とするが、より効果的な実施のため、詳細な期間については委託者と協議の上、決定すること。

(ウ) 対象店舗(令和6年5月31日時点)

下記のうち、協力を得られた店舗(店舗数の想定は6月中旬に把握予定)

- ・「信州食育発信3つの星レストラン」登録店舗 163店舗
- ・「健康づくり応援弁当」登録店舗 87店舗

ただし、期間中に新規登録があった場合には対象店舗として対応すること。

<参考>

- 長野県ホームページ
 - ▶ 信州食育発信「3つの星レストラン」紹介ページ

(https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-choju/restaurant.html)

▶「健康づくり応援弁当」紹介ページ

(https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko- choju/kenko/kenko/kenko/kenkoouen/acebento.html)

▶「3つの星レストラン・信州ACE弁当」紹介ページ

(https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-choju/ace-project/restaurantobentou.html)

(エ) スタンプラリーに使用するシステム

スタンプ獲得に使用するモバイル端末は、参加者個人が所有するものとし、システムには次に掲げる機能を備えること。

なお、効果的に実施できるよう、デジタルスタンプラリーの特設サイト及び運用 について提案すること。

また、システムの機能及び利用方法を説明する資料を委託者用に作成すること。

- a より多くのモバイル端末に対応可能なシステムとし、参加者が所有するモバイル 端末等のブラウザ上で利用でき、インストールが必要ないものとすること。
- b 参加者が自らの意思で簡易に参加できるシステムとすること。
- c モバイル端末等の二次元コード機能によりスタンプを獲得し、モバイル端末上で 応募できるなど参加者が簡便に対応でき、対象店舗の負担が少ない方法とすること。
- d 参加者が目標数スタンプを獲得することで賞品応募できるシステムとし、賞品応募に必要なスタンプ数の設定及び賞品内容は提案すること。
- e 参加者の属性データ (居住地、年齢、性別等) を取得・集計できる仕組みとする こと。
- f 賞品応募の際には、賞品の発送に必要な情報に加え、アンケート等を実施し、事業効果等を把握すること。なお、データの取得に関しては、参加者の抵抗感が少なく(参加の可否に影響が少なく)なるよう配慮すること。
- g 参加者がモバイル端末等で簡単に対象店舗を検索し、店舗情報等を閲覧できるようにすること。
- h ログイン機能などを実装し、情報消失の対策を講じること。
- i 多重応募やスタンプラリー未参加者の応募など、不正な賞品応募が発生しない対策を講じること。
- j システムを安定的に運用できるよう、適切に保守管理を行うこと。
- k スタンプ獲得時のクイズや健康メモなど、循環器病予防を促す仕掛けを取り入れること。

(オ) 備品の準備・設置

対象店舗には、スタンプラリー実施に必要な備品を準備し、設置することができるよう手配すること。

<備品例>・店舗に設置する二次元コードのポップ

・弁当に貼付する二次元コードのシール 等

対象店舗に配布した物品は、受託者において処分の方法を決めて対応すること。

イ 広報業務

以下を踏まえ、委託者と協議の上、スタンプラリーの広報を実施すること。

(ア) 広報 P R ツールの作成・配布

参加者にスタンプラリーの内容を分かりやすく周知するため、次に掲げる項目を 考慮し、ポスターやチラシ、特設サイト等を制作することとし、広報の方法や仕 様、デザイン、部数等は提案すること。

- a 特設サイトには、循環器病予防の普及啓発を図るコンテンツを含めること。
- b 広報 P R ツールは完成後、イベント開始前に対象店舗・各保健福祉事務所・健康 増進課に納品すること。

<広報PRツール例>

- ・案内チラシの制作
- チラシデザインに合わせたPRポスターの制作

(イ) その他

上記(ア)以外にも、マスメディアやWEB媒体による広告の実施やスタンプラリーの注目、魅力を高める独自の企画など、スタンプラリーを効果的に広報できる手段を提案できることとする。

ウ 応募・抽選・賞品調達・発送業務

以下を踏まえ、賞品の選定・抽選・賞品調達・発送を実施すること。

- (ア) 応募は参加者個人が所有するモバイル端末等の画面上で行えるものとし、参加者 が簡易に応募できる方法とすること。
- (イ) 参加者は目標数のスタンプが貯まったら、賞品応募ページから賞品抽選に応募で きるものとすること。
- (ウ) 受託者は賞品の本数を提案することとし、賞品は委託者が示す金額の範囲内で受託者が調達すること。なお、賞品の調達に係る費用は委託者が負担する。
- (エ) 受託者は賞品の内容は提案することとし、最終的には委託者と協議して決定する こと。なお、賞品はスタンプラリーに参加したくなるような魅力的な内容であるこ と、循環器病予防の普及啓発であることに考慮すること。
- (オ) 賞品の当選者の選定方法は、厳正なる抽選によるものとする。
- (カ) 抽選及び賞品の発送時期は委託者と協議の上、決定すること。
- (キ) 賞品の発送に必要な個人情報は抽選に応募する時点で収集することとし、賞品の 発送のみに利用すること。

エ その他の業務

(ア) 実施体制

- ・より多くの参加者が見込めるよう、準備期間や広報期間を適切に設置の上、着 手から完了までのスケジュールを作成し、委託者に事前に提示すること。
- ・スタンプラリーが円滑に実施できるよう、対象店舗との調整やサポートができ る体制とすること。

(イ) データの集計及び分析

WEBページへのアクセス数やスタンプ獲得状況、参加者の属性など収集したデータを集計及び分析し、事業効果等を評価できるよう委託者へ提案すること。 また、集計データ等は委託者から求めのあったときに提供すること。

(3) 健康無関心層に向けた循環器病予防につながる啓発活動

健診を受けない国民健康保険被保険者等をはじめとした健康無関心層に対して、循環器 病予防について啓発できる企画を追加提案すること。

- (例)・生活動線上の小売店でイベント等を開催
 - ・ターゲットやデザインを工夫したWEB広告を実施
 - ・企業とのタイアップ企画によるアプローチ など

5 留意事項

(1) 普及啓発の内容について

広報媒体の回数(枚数)等を必ず記載すること。(対象者ごとに内容や広報媒体を分けることも可)なお、ナッジ理論など対象者の行動変容につながる効果的な方法を用いること。その他、目的に沿った効果的な企画があれば併せて提案すること。

(2) 委託する事業について

ア 普及・発信に関する全ての内容について、委託者から意見が出た場合には反映するとともに、委託者が取りまとめる調査結果及び科学的データに基づくよう配慮すること。また、内容は、必要に応じて県内医療保険者担当者及び市町村国民健康保険担当課の意見も反映すること。意見の内容は、委託者から受託者に知らせる。なお、受託者と団体担当者が直接打合せを行って構わないが、事業内容に変更が生じる場合は速やかに委託者の承諾を得ること。

イ 実施事業の内容に変更・更新の必要性が生じた場合には、委託者と協議の上、迅速に 対応すること。

6 委託料に含まれる経費

- (1) 事業を実施するために要する人件費
- (2) 循環器病予防普及啓発を目的とした制作物のデザイン、制作、発信等に係る一切の費用
- (3) 報告書及び打合せ等の資料印刷費及び打合せのために要する交通費
- (4) 効果分析に係る一切の経費
- (5) その他、委託に係る運営管理費

7 知的財産権等の取扱

本契約により新たに作成される成果物に関する知的財産権等の取扱は、以下によるものとする。

(1) 契約に関する開示情報等の取扱

受託者は、本契約に関して委託者が公開した情報等及び契約履行過程で生じた成果物等に関する情報(公知の情報を除く。)を契約の目的以外に使用又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

ただし、当該情報等を契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、 事前に委託者の承認を得るものとする。

- (2) 本契約により新たに作成される成果物の著作権の取扱は、次のとおりとする。
 - ア 受託者は、著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 21 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3、 第 27 条及び第 28 条に規定する権利を委託者に無償で譲渡するものとする。受託者は、 いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
 - イ 委託者は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、 その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、及び任意の著作者名で任意に公 表することができるものとする。
 - ウ 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条に規定する権利を行使できないものとする。
- (3) 本契約にあたり、生じる特許権等の産業財産権を受ける権利は、次のとおりとする。
 - ア 産業財産権を受ける権利の対象となる発明又は考案(以下「発明等」という。)が主 として委託者の技術指導によるものである場合は、その産業財産権を受ける権利は委託 者に帰属する。
 - イ 発明等が、主として受託者の創意研究によるものである場合は、その産業財産権を受ける権利は受託者に帰属する。
 - ウ 前記の場合において、その帰属の判定が困難な場合は、委託者及び受託者の共有とする。
 - エ 本契約にあたり、第三者の著作権及び産業財産権等に抵触するものは、受託者の責任 と費用をもって処理すること。
 - オ 使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分に配慮 し、これを行わないこと。
 - カ すべてのライセンス契約について、委託者に代わり必要な登録作業を行うこと。

8 業務委託完了時の提出書類

本事業終了後5日以内(令和7年3月12日(水)まで)に以下の書類を提出すること。

- (1) 循環器病予防普及啓発事業委託業務実績報告書(委託契約書第7条関係様式第1号)
- (2) 普及啓発効果分析報告書(任意様式。実施した内容に係る効果分析をまとめたもの。)
- (3) 収支報告書(任意様式。6において示した経費について内訳がわかるもの。)
- (4) その他県が必要と認める書類

9 業務の適切な実施に関する事項

(1)業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。 ただし、業務の一部を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の 上、業務の一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者(再委託を受けたものも含む。)は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

- (3) 個人情報の取得・保護・管理について 個人情報の保護については十分な注意を図り、流失・損失が生じないこと。
- (4) 所有権及び著作権について 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものではないこと。
- 10 費用の上限額

総額 10,735千円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

11 その他

- (1) 提案内容は、原則すべて契約予定金額の範囲内に含めること。また、それらによらない場合は、費用等を明記すること。
- (2) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象経費と認めず、減額する場合がある。
- (3) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、委託者との連絡調整を行うこと。
- (4) 受託業務の実施に当たっては、委託者等において打合せを行うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者が協議して決定する。